

21 日知理第 52 号
2022 年 1 月 5 日

内閣府 知的財産戦略推進事務局 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 別宮 智徳

件名：「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン案」に関する意見

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

2021 年 12 月 20 日付で公示された「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン案」）に係る意見募集に関し、以下の通り、当協会の意見を提出します。

敬 具

=====

「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン案」に関する意見

- ・ 法人・団体名（ふりがな）：一般社団法人 日本知的財産協会（にほんちてきざいさんきょうかい）
- ・ 担当者所属：第四次産業革命プロジェクト（同）社会と法制度分科会 事務局
- ・ 担当者氏名：近藤 健治 亀井 正博 伊藤 寛
- ・ 住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号（朝日生命大手町ビル 18 階）
- ・ 電話番号：03-5205-3321
- ・ ファックス番号：03-5205-3391
- ・ 電子メール：ito@jipa.or.jp

意見《全文》

1. 本ガイドライン案取りまとめに対する賛同と謝意

本ガイドライン案の狙いと内容に基本的に賛同し、取りまとめ頂いたことに謝意を表す。

2. 「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」の徹底

コーポレートガバナンス・コードは、細則を定めず規範を示し、それぞれの企業が自らの価値向上に最も資する形で自主的に取り組むことを促す「プリンシプルベース・アプローチ」と、「規範に従う（comply）、従わない場合は理由を投資家等に説明する（explain）」ことでガバナンスの向上を図る「コンプライ・オア・エクスプレイン」という2つの手法を基本にしている。

本ガイドライン案の「はじめに（１）本ガイドラインの位置づけ」で、「本ガイドラインは、企業ごとのクリエイティブな発想に基づく開示・発信を促すことが、投資家や金融機関を始めとするステークホルダーとの建設的な対話につながるのと観点から、義務的な法令開示の枠組みづくりを目的とするものではなく、企業の自由度を確保した任意の開示を促すものである。こうした観点から、本ガイドラインにおいては、知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関する実践方法（How to）を示すというよりも、むしろその実践に当たって基礎となる考え方を中心に整理することによって、企業自らが考え、判断しつつ実践していくことを意図している」（４頁）と明記されたことを、歓迎する。

今後、本ガイドラインの実施・運用局面に於いても、本ガイドライン案に示された「基礎となる考え方」や「コラム」「事例」に示された様々な例示～例えば、複数箇所で記述されている「指標」、「KPI」の分析やコミュニケーションの手法等～が、いつの間にか、それらを使用しなければならないかのような、実質的な細則（義務的な法令に準じる開示等）と化してしまうことがないよう、当局には丁寧な対応とフォローアップを期待する。

3. 不明確な記載、不正確な記載、不要な記載、誤解を与える記載、の是正

以下の記載は、不明確であったり、不正確であったり、不要であったり、一般的とは言えず読み手に偏ったあるいは誤った認識を与える虞があるものであり、是正を求める。

1)（6頁）コラム 1：改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応

「ただし、本格的な知財・無形資産の投資・活用戦略の開示等に至っていないにもかかわらず「実施（comply）」という判断を行えば、投資家からは、不誠実な姿勢とみなされ、かえってネガティブな評価につながる可能性が高いことに留意すべきである。」

⇒ 「本格的な」の文意が不明確であり、注記するなり、但書ごと削除するなり、今後見直し頂きたい。

2)（9頁）エグゼクティブ・サマリー ④ 全社横断的な体制整備とガバナンス構築

「知財・無形資産の投資・活用戦略は、経営戦略そのものであるにもかかわらず、これまで知財部主任せとされ、取締役会における全社横断的な議論が行われてこなかった。」

⇒ 知財はともかく、知財以外の無形資産の投資・活用戦略までもこれまで知財部主任せとされてきた、という事実は、一般的事実ではない。「これまで知財部主任せとされ、」の削除を求める。

3)（31頁）コラム 8：IP ランドスケープの活用による自社の強みの分析

「これまでの IP ランドスケープは、特許の分析が中心に実施されてきたが、特許の分析以外でも、幅広い知財・無形資産の分析に当たって、IP ランドスケープの手法を用いることが可能である。」

⇒ こういうものこそ、今後のガイドライン改訂において、事例で具体的に示して頂きたい。本ガイド

ライン案は、知財を始めとする無形資産（「知財・無形資産」：p.3, p.19）の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインとしているところ、紹介事例は知財権についての取り組みに偏っており、今後のガイドライン改訂において取り上げる事例の工夫を求める。

4) (45 頁) 2. 投資家や金融機関に伝わる知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・開示・発信
(4) 効果的な開示・発信に当たっての留意点：③セグメント単位の開示・発信

「他方、自社の複数の事業のうち、うまくいっている事業についての情報のみを開示し、投資家や金融機関が求める重要な事業に関する情報についての開示・発信が十分でない場合は、投資家や金融機関からの信頼を失うことがあり得る点に留意する必要がある。」

⇒ 本ガイドライン案の「はじめに（1）本ガイドラインの位置づけ」で「企業の自由度を確保した任意の開示を促すものである」と明記した「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」の基本に照らし、画蛇添足であり、この一文の削除を求める。

5) (52 頁～53 頁) 3. 戦略を構築・実行する全社横断的な体制及びガバナンスの構築
(3) 社内における連携体制・人材育成：第3パラグラフ

「これまでの知財部門は、特許の出願・管理が中心業務であったが、・・・」

⇒ 企業により知財部門の中心業務は一様でなく、こうした紋切り型の記載は誤解を招く。少なくとも、「例えば、特許の出願・管理を中心業務としていた知財部門の場合に、・・・」への修正を求める。

更に言えば、こうした既存の知財部門オリエンテドの提案だけでなく、知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行を支える新しい組織モデルの提案なり参考事例の紹介を、今後のガイドライン改訂において示して頂きたい。

以上

意見《要旨》

◆本ガイドライン案に基本的に賛同する。

◆「本ガイドラインは、企業ごとのクリエイティブな発想に基づく開示・発信を促すことが、投資家や金融機関を始めとするステークホルダーとの建設的な対話につながるとの観点から、義務的な法令開示の枠組みづくりを目的とするものではなく、企業の自由度を確保した任意の開示を促すものである」の明記を歓迎し、この点の運用局面での丁寧な対応フォローを求める。

◆5箇所の修正を求める。